

消費税及び地方消費税の納税は期限内に！！

消費税及び地方消費税率は8.0%です。基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です！

基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。
 例えば、個人事業者の場合、平成26年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成28年は消費税の課税事業者となります。
 (注) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合は、課税事業者になります。
 なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
 詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。
 ※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
	みなし仕入率	売上に対する 納税額の目安率	年間 課税 売上高	各月 売上高	年間 課税 売上高	各月 売上高	年間 課税 売上高	各月 売上高	年間 課税 売上高	各月 売上高	年間 課税 売上高	各月 売上高
みなし仕入率	90%	0.8%										
売上に対する 納税額の目安率												
年間課税 売上高	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000							
各月 売上高	84	125	167	209	250							
年間 課税 売上高	8	12	16	20	24							
積立目安 月額	0.7	1.0	1.4	1.7	2.0							
年間 課税 売上高	16	24	32	40	48							
積立目安 月額	1.4	2.0	2.7	3.4	4.0							
年間 課税 売上高	24	36	48	60	72							
積立目安 月額	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0							
年間 課税 売上高	32	48	64	80	96							
積立目安 月額	2.7	4.0	5.4	6.7	8.0							
年間 課税 売上高	40	60	80	100	120							
積立目安 月額	3.4	5.0	6.7	8.4	10.0							
年間 課税 売上高	48	72	96	120	144							
積立目安 月額	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0							

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置により旧税率が適用されるものは考慮していません。
 経過措置が適用されるものについては、国税庁HPをご参照ください。(http://www.nta.go.jp)
 (注2) 上記みなし仕入れ率は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。
 (注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

詳しくは沖縄税務署へ

更に、個人事業者の方は！

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税がご利用いただけます！

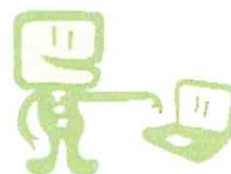
個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

詳しくは沖縄税務署へ

沖縄国税事務所・沖縄税務署
 沖縄中部青色申告納税貯蓄組合



任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注1)から、自主的に中間申告・納付^(注2)することが出来ます

(注1)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

《届出なし》		《届出あり》	
直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数	直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
48万円以下	中間申告義務なし	48万円以下	任意の中間申告(年1回)が可能

※ 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。

留意事項

○ 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

○ 中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書とその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

改正消費税法に関する相談

税務署では、消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、詳しいことは沖縄税務署にお尋ねください。

※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

